

千葉県立房総のむら
指定管理者募集要項

令和5年7月24日
千葉県

目 次

1	対象施設の概要	1
2	指定管理者の主な業務の範囲	4
3	業務の基準	4
4	業務を行うに当たっての県からの指示条件	5
5	指定の期間	6
6	応募資格	6
7	提出書類	7
8	管理運営経費等	7
9	質問事項について	8
10	現地説明会の実施	8
11	申請書提出先及び提出期間	9
12	選定方法	9
13	申請に要する経費	9
14	無効又は失格	9
15	選定結果	9
16	指定管理者の決定及び協定	9
17	スケジュール	9
18	その他	10
19	添付資料	

千葉県立房総のむら指定管理者募集要項

千葉県立房総のむらの指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 千葉県立房総のむら
- (2) 所在地 千葉県印旛郡栄町龍角寺1028
- (3) 沿革と設置目的

① 沿 革

現在の千葉県立房総のむらは平成16年に「千葉県立房総風土記の丘」と「千葉県立房総のむら」を統合することにより誕生しました。

「千葉県立房総風土記の丘」は歴史的・風土的な特性をあらゆる遺跡が集中的に存在する地域を広域的に保存整備するとともに、資料館等の施設を設置し、周囲の自然環境と一体的に文化財の総合的・有機的な保護と活用を図るといった、国による風土記の丘構想の趣旨に沿い、かつ本県独自の構想による県立博物館設置計画の一環として昭和50年に設置されました。

「千葉県立房総のむら」は江戸時代後期から明治時代初期の房総地方に伝わる商家、武家屋敷、農家といった伝統的な建造物を当時の周辺環境を含めて再現するとともに、房総地方の伝統的な技術や生活様式を直接体験して学ぶことができる体験博物館として設置され、昭和61年から公開を開始しました。その後も施設の整備を行い、平成4年6月から全施設の公開を開始しました。

その後、隣接するこれら二つの博物館を平成16年4月に統合し、以降、房総の伝統的な生活様式や技術を直接体験することができ、また県内各地から出土した考古遺物や、商家・武家屋敷・農家などの展示を通して歴史を学ぶことができる博物館として活動しています。

平成18年4月から指定管理者制度を導入しており、今回の募集は第5期の指定管理者を募集します。

② 設置目的

千葉の県立博物館は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び教育機関設置条例（昭和32年千葉県条例第4号）第19条に基づき、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して一般公衆の利用に供するとともに、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究を行うことを目的として設置されています。

房総のむらは、原始・古代から近現代までの全歴史過程をとおして、衣・食・住・技の移り変わりを、来館者が直接体験することによって学ぶことができる体験博物館で、「ふるさとの技体験エリア」では、江戸時代後期から明治時代初期の房総の商家・武家屋敷・農家などが当時の景観・環境を含めて再現され、房総地方に伝わる伝統的生活技術や生活様式を将来に向けて継承・発展させることによって、より豊かな地域文化を創造することを目的としています。

また、「歴史と自然を学ぶ風土記の丘エリア」には、県立博物館として唯一考古学を専門に扱う施設である風土記の丘資料館があり、県内各地から出土した考古資料を収蔵・展示しています。また、房総のむら敷地内には国史跡「龍角寺古墳群・岩屋古墳」の一部が所在しているほか、重要文化財「旧学習院初等科正堂」を初めとする木造建築が移築されています。これらの史跡や出土文化財、文化財建造物の適切な保存・活用を行うことも房総のむらの使命の一つです。

(4) 房総のむらが目指す姿

資料の収集・保存、研究活動、展示活動を行い、本県に伝わる伝統的な生活文化や技術を県民等広く伝えるとともに、体験博物館として、それらを体感する機会を創出し、後世に守り伝える活動を推進します。

また、令和5年4月の博物館法の改正を踏まえ、文化観光拠点施設として多様な主体と連携し、地域の魅力向上及び、地域活性化に寄与する役割を果たしていきます。

(5) 施設・設備の構成

① 敷地総面積 504,923 m²

② 建築物延べ面積 8,941 m²

③ 主な施設

ア ふるさとの技体験エリア

○管理棟：1棟

○総合案内棟：1棟

○商家町並(復元建物)：16棟(他に地蔵・稲荷・火の見櫓等の工作物及び各付属施設あり)

○堀割：1か所

○武家屋敷(復元建物)：1区画(他に井戸等の工作物及び付属施設あり)

○農家(復元建物)：3区画(それぞれに長屋門・納屋等の施設及び付属施設あり)

○国指定史跡「龍角寺古墳群・岩屋古墳」：エリア内に古墳5基

イ 歴史と自然を学ぶ風土記の丘エリア

○国指定史跡「龍角寺古墳群・岩屋古墳」：エリア内に古墳78基(復元古墳である101号墳を含む)

○風土記の丘資料館：1棟(県内の遺跡から出土した考古資料の収蔵・展示)

○移築文化財建造物：3棟(国指定重要文化財「旧学習院初等科正堂」、国指定重要文化財「旧御子神家住宅」、県指定有形文化財「旧平野家住宅」)

ウ その他

○来館者用施設：東屋(4棟)、便所(6棟)、駐車場、畑、水田、水車など

○管理用施設：電気室(2棟)、給水ポンプ室、作業用倉庫(2棟)、倉庫(4棟)など

○その他工作物：県道成田安食線にかかる連絡橋(むらのかけ橋)・ベンチ・案内板など

(6) 開館時間及び休館日等

開館時間及び休館日等は、千葉県立房総のむら管理規則(令和4年千葉県規則第33号)に基づきます。

ア 開館時間

(ア) 房総のむらの開館時間は、午前9時から午後4時30分までとします。

(イ) 指定管理者は、必要があると認めるときは、上記(ア)の規定にかかわらず、知事の承認を受けて開館時間を変更することができます。

イ 休館日

(ア) 房総のむらの休館日は、以下に掲げる通りとします。

a 定期休館日 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)

b 年始休館日 1月1日から4日まで

c 年末休館日 12月28日から31日まで

d 臨時休館日 特別の事情により、指定管理者が休館を必要と認めて、知事の承認を受けて定めの日

(イ) 上記(ア)に定める休館日であっても、指定管理者は、特に必要と認めた場合は、知事の承認を受けて房総のむらの全部または一部を開館することができます。

(7) 施設利用者数

令和元年度～令和4年度の状況

利用状況	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開館日数	※ 280日	※ 197日	306日	303日
無料入場者数	161,432人	46,316人	89,555人	119,515人
有料入場者数	55,348人	21,908人	39,556人	45,515人
総入場者数	216,780人	68,224人	129,111人	165,122人
(うち外国人入場者)	6,814人	38人	1人	1,445人

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による臨時休館による開館日の減

【参考】第3期(平成26～30年度)の状況

利用状況	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開館日数	305日	306日	306日	306日	306日
無料入場者数	188,109人	193,618人	179,323人	189,945人	188,998人
有料入場者数	60,595人	65,892人	60,579人	59,858人	64,242人
総入場者数	248,704人	259,510人	239,902人	249,803人	253,240人
(うち外国人入場者)	6,183人	5,621人	6,424人	6,565人	8,645人

(8) 収支状況

令和元年度～令和5年度の状況(令和4年度の収支決算書については参考資料①参照)

○収入(令和5年度分は事業計画における予算) (単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定管理料	415,400	※ 400,153	※ 378,696	※ 429,284	419,200
入場料収入	15,154	6,316	11,318	12,750	17,160
製作体験費	20,678	6,696	13,838	19,115	27,500
その他の収入	59	19	23	18	22
自主事業(人件費含む)	20,680	9,150	18,054	22,247	26,403
計	454,071	422,334	421,929	483,414	490,285

○支出(令和5年度分は事業計画における予算) (単位:千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費	253,929	229,415	248,936	257,443	292,038
管理運営費 (うち修繕費)	126,041 (2,203)	109,660 (7,277)	147,478 (26,282)	189,716 (12,155)	120,540 (5,269)
自主事業(人件費含む)	21,875	12,459	16,941	20,998	19,102
計	401,845	351,525	413,355	468,157	431,680

※ 新型コロナウイルス感染症拡大及び光熱水費高騰に係る指定管理料再算定分を含む

【参考】第3期(平成26～30年度)の状況

○収入(単位:千円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
指定管理料	412,400	412,400	412,400	412,400	412,400
入場料収入	17,120	18,502	16,997	16,883	18,099
その他の収入	20	248	※ 11,905	39	2,023
自主事業(人件費含む)	53,275	55,857	50,958	47,881	49,248
計	482,815	487,007	492,260	477,203	481,770

○支 出

(単位：千円)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人件費	245,542	249,023	264,056	250,294	271,488
管理運営費 (うち修繕費)	169,864 (7,834)	180,139 (7,755)	174,160 (7,906)	163,855 (12,843)	132,387 (18,757)
自主事業(人件費含む)	37,436	37,071	33,381	45,000	33,625
計	452,842	466,233	471,597	459,149	437,500

※ 臨時的収入(違約金)を含む。

2 指定管理者の主な業務の範囲**(1) 博物館事業に関する業務**

- ア 資料等の収集・保管及び公開に関する業務
- イ 資料の電磁的記録の作成及び公開に関する業務
- ウ 調査研究に関する業務
- エ 資料の展示に関する業務
- オ 教育普及事業に関する業務
- カ 学習支援に関する業務
- キ 文化財の保存・活用に関する業務
- ク 人材育成に関する業務
- ケ 各種連携事業に関する業務
- コ 文化観光の推進に関する業務
- サ 情報発信及び広報に関する業務
- シ その他

(2) 施設等の運営に関する業務

- ア 施設の公開に関する業務
- イ 利用料金に関する業務

(3) 施設の保守・管理に関する業務

- ア 各施設及び設備の保守・点検に関する業務
- イ 敷地内及び施設の安全管理に関する業務

(4) 来館者サービスの向上に関する業務**3 業務の基準**

(1) 房総のむらの管理運営を行うに当たっては、次の関係法令等の規定を遵守すること。なお、主な千葉県の条例、規則は千葉県ホームページから閲覧及びダウンロードできます。

- ① 地方自治法、同法施行令、同法施行規則
- ② 教育基本法、社会教育法、博物館法、同法施行令、博物館の設置及び運営に関する望ましい基準、文化財保護法、同法施行令
- ③ 文化芸術基本法、文化観光推進法
- ④ 千葉県の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ⑤ 教育機関設置条例
- ⑥ 千葉県立房総のむらの管理等に関する条例、千葉県立房総のむら管理規則、千葉県文化財保護条例、同

条例施行規則

- ⑦ 千葉県教育財産管理規則、千葉県公有財産管理規則、使用料及び手数料条例
- ⑧ その他、消防法、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、雇用保険法、等管理・会計に関連する法律

なお、指定管理者が房総のむらの利用者に対して行う許可その他の処分には、千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号）が適用されるので留意すること。

- (2) 指定管理者が作成し、又は取得した文書（房総のむらの管理の業務に係るものに限る。以下「管理文書」という。）は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に規定する行政文書に準ずるものとして適正に管理を行うこと。

なお、指定管理者は、管理文書の分類、保存及び廃棄に関する基準その他管理文書の管理に関し、必要な事項を年度毎に定め、県に報告し了承を得るものとする。（管理開始年度の基準等については、指定管理者になる団体が管理開始日の7日前までに県に報告し了承を得る。）

- (3) 指定管理者が保有する管理文書について、知事に対し千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号）に基づく個人情報の開示の請求又は千葉県情報公開条例に基づく行政文書の開示の請求があった場合において、知事からこれらの請求に係る管理文書の提出を求められたときは、これに応ずること。

- (4) 指定管理者（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当するものを除く。）は、房総のむらの管理業務に係る個人情報について、千葉県個人情報保護条例第53条の規定に基づく「事業者が行う個人情報の適正な取扱いに関する指針」に基づき適正に取り扱うこと。

- (5) 指定管理者が行う房総のむらの利用者に対する各種の指導については、千葉県行政手続条例第4章の規定の適用はないが、指定管理者は、これらの指導に当たっては、県の機関に準ずるものとして、同章の趣旨にのっとり適切に行うこと。

- (6) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

- (7) 省資源や省エネルギーの推進など、「千葉県庁エコオフィスプラン」の趣旨に基づいた取組みを実施すること。

- (8) 施設利用の予約について、令和6年度中にオンラインシステムによる申込み及び利用決定を行うこととする。

また、利用料金についても、令和6年度中にキャッシュレス決済（オンラインでの決済を含む。）を導入すること。

- (9) 業務の全部を一括して第三者に委託又は請け負わせないこと。

- (10) 指定管理者が行う業務の詳細については、千葉県立房総のむら管理業務仕様書によること。

4 業務を行うに当たっての県からの指示条件

- (1) 職員の配置等について

ア 博物館法に定める登録博物館として運営するに足る、以下の職員を配置すること。

(ア) 館長を配置すること。館長は、館務を掌理し、所属職員を監督すること。

(イ) 専門的職員として学芸員を各分野複数名配置すること。学芸員は、博物館事業及びそれと関連する事業についての専門的事項をつかさどること。

イ 体験博物館としての房総のむらの設置目的に沿った業務の遂行のために、以下の職員を配置すること。

(ア) 敷地内の文化財の管理に必要な職員を配置すること。

(イ) 各施設での体験事業の実施にあたり、それぞれの事業に精通し、知識・技術・経験を有する職員を配置すること。

なお、敷地内に残る里山景観の保全・管理を行うに足る体制を整えること。

(2) 業務の引き継ぎについて

指定管理者は、前期指定管理者から管理・運営について必要な情報を引き継ぐこと。また、指定期間が満了したとき、又は指定期間満了前に指定の取消しが行われたときは、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。なお、引き継ぎに要する費用について、県からの別途負担はありません。指定管理者の責任で行っていただきます。

5 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。

6 応募資格

(1) 応募資格

法人その他の団体（個人での応募はできません。）又はそのグループであって、次の全ての条件を満たすものとします。

- ① 会社更生法、民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- ② 直近1年間の法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の滞納がないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県から入札の参加者資格を取り消されていないこと。
- ④ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑤ 次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
 - イ 役員が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれに準ずるもの（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
 - ウ 役員が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
 - エ 役員が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
 - オ 役員が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - カ 役員が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

(2) グループ応募

房総のむらのサービスの向上並びに業務の効率的な実施を図る上で必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができます。この場合は、次の事項に留意して申請してください。

- ① グループにより申請をする場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。

なお、代表となる法人等以外は、当該グループの構成団体として扱います。また、代表となる法人等又は構成団体の変更は認めません。
- ② グループ応募については、グループ（共同体）応募届（様式第3号）、グループ（共同体）構成団体業

務分担表（様式第4号）、グループ（共同体）協定書（様式第5号）を提出してください。

③ グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

7 提出書類

(1) 指定申請書（千葉県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則：平成16年千葉県規則第52号）別記様式

(2) 事業計画書（様式第1号）

(3) 関係書類

① 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

② 法人の登記事項証明書及び印鑑証明書（法人のみ）

③ 団体の役員名簿及び役員の履歴書

④ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税（本店及び県内事業所に係るもの）の各納税証明書（直近3年間で、法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納していないことが確認できるもの）

・法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その3の3）

・千葉県税は、県税事務所発行の納税証明書（第40号様式その2）

・市町村税の納税証明書（様式名は各市町村へお問い合わせください）

⑤ 申請の日の属する事業年度の直近3年間における貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類

⑥ 申請の日の属する事業年度の直近3年間における事業報告書、その他団体の業務の内容を明らかにする書類

⑦ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

⑧ 本要項6応募資格（1）①～⑤の全てを満たす旨の宣誓書（様式第2号）

⑨ グループによる応募に当たっては、グループ構成員となる全ての法人等の上記関係書類に加え、次の書類を提出してください。

・グループ（共同体）応募届（様式第3号）

・グループ（共同体）構成団体業務分担表（様式第4号）

・グループ（共同体）協定書（様式第5号）

(4) 提出部数

提出部数は正本1部、副本10部（副は複写可）とします。

8 管理運営経費等

(1) 管理運営経費

千葉県立房総のむらの利用にかかる料金は指定管理者の収入とし、管理運営費に充てるものとします。

千葉県立房総のむらの管理業務に係る千葉県負担（指定管理料）については、消費税及び特別地方消費税込みの額で、5年間の総額が以下の参考金額以内となるように申請の際の事業計画、収支予算を策定してください。（5年間の総額が参考金額以内であれば、年度別の金額を超える申請も可能です。）

なお、指定管理期間中、指定管理料の積算に影響を及ぼす指定管理業務の変更や、物価水準の大幅な変動等があった場合は、県と指定管理者との協議により指定管理料の額を変更することがあります。

また、危険負担は危険負担表（別記）のとおりです。

(参考金額) ※ () はうち消費税及び特別地方消費税の額

令和6年度	461,200千円(41,927,273円)
令和7年度	461,200千円(41,927,273円)
令和8年度	461,200千円(41,927,273円)
令和9年度	461,200千円(41,927,273円)
令和10年度	461,200千円(41,927,273円)
合計	2,306,000千円

(2) 危険負担

上記のほか、指定管理者と県との危険負担は、危険負担表(別記)のとおりとします。

(3) 指定期間中の施設の大規模改修・変更予定

令和6年度以降、重要文化財旧御子神家住宅保存修理工事及び県指定有形文化財(建造物)旧平野家住宅保存修理工事の実施を予定しています。

(4) 運営上の課題

- ・近隣市町との連携について
- ・開館時間延長への対応について
- ・伝統的技術等指導者の後継者不足について
- ・コロナ禍後増加しているインバウンド需要の取り込みについて
- ・ロケ等の受け入れによる施設の認知度向上への取り組みについて
- ・文化観光の推進について

9 質問事項について

- ① 受付期間 令和5年8月3日(木)から令和5年8月14日(月)正午まで
- ② 受付方法 質問書(様式第6号)に簡潔に記入のうえ、FAX又は電子メールで提出してください。
なお、グループ応募の場合は、代表となる法人等が取りまとめの上、質問を行うようにしてください。
FAX 043-224-2851 E-Mail kybun1@mz.pref.chiba.lg.jp
- ③ 回答方法 受付期間終了後、千葉県ホームページに回答を掲載しますが(8月18日を予定)、施設の安全管理上等の理由で公開できない資料については、別途縦覧等で対応することとします。

10 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、「現地説明会参加申込書」(様式第7号)に必要事項を記入し、FAXで下記提出先へ令和5年8月1日(火)正午までにお申し込みください。参加人数は各団体3名までとします。

- ① 開催日時 令和5年8月3日(木)午後1時30分から
- ② 開催場所 千葉県立房総のむら(印旛郡栄町龍角寺1028)
- ③ 連絡先 千葉県環境生活部スポーツ・文化局文化振興課学芸振興室 FAX 043-224-2851

11 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 千葉県環境生活部スポーツ・文化局文化振興課学芸振興室(県庁本庁舎15階)
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 TEL 043-223-4127

(2) 提出期間 令和5年9月11日(月)から令和5年9月22日(金)まで(県の休日を除く)の8時30分から午後5時までとします。

※郵送等の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

12 選定方法

(1) 提出された提案書類をもとに別紙「房総のむら指定管理者審査基準」に沿って、外部有識者等に意見を求めた上で、指定管理者(候補者)選定委員会において候補者を選定します。

(2) 選定審査において、申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。(時間、場所については申請者に後日連絡します。)

(3) グループで応募した団体については、選定審査に先立ち、選定委員会において、提出された書類(上記7、(3)関係書類、様式第3号以下)に基づき、グループ化の理由、構成団体の業務・責任分担等の審査を行います。

13 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

14 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

15 選定結果

選定委員会で候補者に選定された団体については、令和6年1月頃に千葉県ホームページに掲載します。

また、選定結果の詳細については、令和6年3月頃に掲載します。

16 指定管理者の決定及び協定

(1) 指定管理者は令和5年12月千葉県議会の議決を経て決定(指定)されます。

(2) 指定後、県と指定管理者の協議に基づき、管理に関する協定を締結します。

17 スケジュール

公募から管理開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

令和5年	7月24日(月)	募集要項公表・配布開始
	8月3日(木)	現地説明会
		質問事項受付開始
	8月14日(月)	質問事項締切
	9月22日(金)	申請書提出期限
	10月上旬	プレゼンテーション審査
		外部有識者からの意見聴取
	10月下旬	選定委員会での候補者の審査・選定

		選定結果の通知
1	2月中旬	指定管理者の議決(12月定例県議会)
		指定管理者の指定
令和6年	3月上旬	協定書の締結
		管理業務の引継ぎ
令和6年	4月～	指定管理者による管理開始

18 その他

- (1) 提出書類は必要に応じ複写します。使用は県庁内及び選定委員会等において、選定の検討にあたり県が必要と認めるときに限ります。
- (2) 指定されなかった団体の提出書類は、指定管理者の指定の議決後15日以内に限り、申請者からの請求及び費用負担により原本（正本・副本）を返却します。
- (3) 提出された書類は情報公開の請求により、千葉県情報公開条例に基づき開示することがあります。
- (4) 「6応募資格（1）-⑤」に該当するか否かについて、警察本部に照会を行う場合があります。

19 添付資料

- (1) 千葉県立房総のむら指定管理者審査基準（別紙）
- (2) 千葉県立房総のむら指定管理者管理業務仕様書
- (3) 参考資料
 - ① 収支決算書（令和4年度）
 - ② 令和4年度千葉県立房総のむら事業報告書
 - ③ 貸与物品一覧表（備品・寄附資料・体験用物品・複製品ほか）
 - ④ 千葉県立房総のむら年報36－令和3年度－
 - ⑤ 千葉県立房総のむらの管理等に関する条例
 - ⑥ 千葉県立房総のむら管理規則

問い合わせ先

千葉県環境生活部スポーツ・文化局
文化振興課学芸振興室

担当者 小出

TEL 043-223-4127 FAX 043-224-2851

E-mail kybun1@mz.pref.chiba.lg.jp

危険負担表

種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	指定管理業務における地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の事項	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（極めて小規模なもの（1件あたりの修繕額が100万円未満（消費税及び地方消費税を含む）。但し、税法上の資本的支出に該当しない範囲内に限る。）		○
	〃（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（極めて小規模なもの（1件あたりの修繕額が100万円未満（消費税及び地方消費税を含む）。但し、税法上の資本的支出に該当しない範囲内に限る。）		○
	〃（上記以外）	○	
資料等の損傷	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件100万円以下のもの）		○
	〃（上記以外）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備により情報漏洩、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※本表に定める事項に疑義が生じた場合又は本表に定めのないものについては、千葉県と指定管理者が協議の上決定する。